

令和 2 年 7 月 28 日



担当部署 都市活性化局 商工観光課
 担当者 伊藤、村上
 電話 077-582-1131
 FAX 077-582-1166

新型コロナウイルスに係る経済対策 タクシーによるもりやまグルメ配送事業の実施について

新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けている、市内飲食店および市内タクシー事業者を支援するため、テイクアウト品を取り扱う飲食店から利用者宅までの宅配料の一部または全額を助成し、市内飲食店およびタクシー事業者の事業継続や雇用維持、市内経済活性化の促進を図る。

助成対象者 市内に営業所を有するタクシー事業者のうち、道路運送法第 78 条第 3 項の有償貨物運送の特例許可を受けた事業者（守山タクシー、近江タクシー）

助成率・額 注文店舗から利用者宅間の片道タクシー料金をベースに下記表のとおり算定する。ただし、3,000 円以上については、タクシー会社負担。

1回につき宅配いただく料理の代金	3,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 10,000円未満	10,000円以上
タクシー宅配料 助成率	1/2	2/3	3/3
タクシー宅配料助成 上限額	1,500円	2,000円	3,000円
利用者が支払う宅配料 上限額	1,500円	1,000円	0円

助成期間 令和 2 年 8 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日

宅配ご利用時間

午前 10 時から午後 8 時まで

当日注文できる店舗もありますが、店によって異なります。

配達希望時間の 3 時間前までの注文が推奨されます。

